［号を削る。］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　［略］

十四　設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

十六　［略］

十七　廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十八　［略］

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

［３・４　略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十五条の五の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

十三　廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四　廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。

十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　［同上］

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］

［号を加える。］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

［３・４　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十四条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三十五条の二の二　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業員その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十五条の五の二　［同上］

［一～八　同上］